

鳥取県告示第 302 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟の期間を延長する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 狩猟の期間を延長する特定鳥獣の種類 イノシシ
- 2 狩猟の期間を延長する区域 鳥取県全域
- 3 延長する狩猟の期間 平成19年11月1日から同月14日までの日及び平成20年2月16日から同月29日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び平成21年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び平成22年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び平成23年2月16日から同月28日までの日並びに同年11月1日から同月14日までの日及び平成24年2月16日から同月28日までの日